

例規関連資料目次

1. 滋賀県附属機関設置条例
2. 滋賀県特別職報酬等審議会規則
3. 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例
4. 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例

○滋賀県附属機関設置条例

平成25年 7 月 5 日 滋賀県条例第53号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項および第202条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

別表（第 2 条関係）

1 知事の附属機関（抜粋）

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じて議会の議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料の額について審議すること。	10人以内	(1) 公共的団体等の代表者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る審議が終了するまでの期間

○滋賀県特別職報酬等審議会規則

平成26年1月8日滋賀県規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第5条の規定に基づき、滋賀県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例

昭和28年3月30日滋賀県条例第10号

(目的および適用範囲)

第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費および費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) 知事
- (2) 副知事
- (3) 地方公営企業の管理者
- (4) 病院事業の管理者
- (5) 教育長
- (6) 教育委員会の委員
- (7) 選挙管理委員会の委員および臨時補充委員
- (8) 監査委員
- (8)の2 監査専門委員
- (9) 人事委員会の委員
- (10) 公安委員会の委員
- (11) 労働委員会の委員
- (12) 収用委員会の委員および予備委員
- (13) 海区漁業調整委員会の委員および専門委員
- (14) 内水面漁場管理委員会の委員および専門委員
- (15) 臨時選挙管理委員
- (16) 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人および国民投票分会立会人
- (17) 労働委員会の特別調整委員およびあつせん員
- (18) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の3のあつせん委員
- (19) 土地収用法第15条の8の仲裁委員
- (20) 精神保健指定医
- (21) 法律もしくはこれに基づく政令または条例の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員
- (22) 臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員およびこれらの者に準ずる者（知事等の給与）

第2条 前条第1号から第5号までに掲げる特別職の職員ならびに第8号および第9号に掲げる特別職の職員で常勤を要する者（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。

2 給料月額、別表1による。

3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。

(知事等の退職手当)

第2条の2 退職手当は、知事等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。

- (1) 知事 100分の59
- (2) 副知事 100分の41
- (3) 病院事業の管理者 100分の25

(4) 教育長 100分の25

(5) 常勤の監査委員 100分の21

4 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 この条および次条に定めるもののほか、知事等の退職手当の支給については、一般職の職員の例による。

(退職手当の特例)

第2条の3 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号。以下「退職手当条例」という。）第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）または職員以外の地方公務員等として在職した後退職手当の支給を受けることなく引き続き退職手当条例第2条第1項に規定する職員（知事等を除く。以下「知事等以外の職員」という。）となった者（以下「通算職員」という。）が退職手当の支給を受けることなく引き続き副知事となった場合には、前条第2項の規定は、適用しない。知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等が退職手当の支給を受けることなく引き続き地方公営企業の管理者、病院事業の管理者または教育長となった場合も、同様とする。

2 前項の規定の適用を受ける副知事が退職（任期満了による退職後引き続き副知事となった場合における当該退職を除く。）をした場合における退職手当の額は、前条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者の最終の任期に係る副知事（以下この項において「最終の職」という。）としての勤続期間について、前条第3項の規定により算定して得た額

(2) その者の最終の職以外の副知事としてのそれぞれの勤続期間について、最終の職を退職した日における当該副知事の給料月額を基礎としてそれぞれ前条第3項の規定を準用して算定して得た額の合計額

(3) その者の職員以外の地方公務員等または通算職員としての勤続期間について、その者が職員以外の地方公務員等または通算職員を退職した日に受けていた俸給表または給料表の職務の級の号俸または号給（指定職俸給表の適用を受けていた者にあつては号俸とし、職務の級の最高の号俸または号給を超える俸給月額または給料月額を受けていた者にあつては当該俸給月額または給料月額とする。以下この項において同じ。）に相当する最終の職を退職した日における職務の級の号俸または号給の額を基礎として退職手当条例の例により算定して得た額

3 前項の規定は、第1項の規定の適用を受ける病院事業の管理者または教育長が退職（任期満了による退職後引き続き病院事業の管理者または教育長となった場合における当該退職を除く。）をした場合における退職手当の額について準用する。この場合において、前項中「副知事」とあるのは「病院事業の管理者または教育長」と、「職員以外の地方公務員等または通算職員」とあるのは「知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等」と読み替えるものとする。

4 知事等が退職し、その者が退職の日またはその翌日に再び職員以外の地方公務員等（退職手当条例第19条第2項の規定の適用を受ける者に限る。）または知事等以外の職員となったときは、前条第1項の規定にかかわらず、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(給与の支給方法)

第2条の4 知事等の給与の支給方法は、一般職の職員の例による。

(委員等の報酬)

第3条 第1条第6号から第22号までに掲げる特別職の非常勤の職員には、報酬を支給する。

第4条 第1条第6号から第8号までおよび第9号から第14号までに掲げる特別職の非常勤の職員の受ける報酬（第7条の2の規定により支給される報酬を除く。）の額は、別表2による。

2 第1条第15号から第19号までおよび第21号に掲げる特別職の職員の受ける報酬（第7条の2の規定により支給される報酬を除く。）の額は、勤務1日につき14,000円を超えない範囲内において、知事が定める額とする。

3 第1条第8号の2、第20号および第22号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。

第5条 新たに第1条第6号から第8号まで、第9号および第10号に掲げる特別職の非常勤の職員（同条第7号の臨時補充委員を除く。）になつた者には、その日から報酬を支給する。

第6条 前条に規定する特別職の職員が離職または死亡に因りこれらの特別職の職員でなくなつたときは、その日まで報酬を支給する。

第7条 第1条第7号の臨時補充委員ならびに同条第11号から第19号までおよび第21号に掲げる特

別職の職員の受ける報酬（次条の規定により支給される報酬を除く。）は、招集に応じ会議、視察等に参加したときに限り、支給する。

第7条の2 前条に規定する場合のほか、第1条第11号、第12号および第21号に掲げる特別職の職員が、会議等への出席以外の公務に従事した場合で知事が特に必要と認めるときは、同条第11号および第12号に掲げる特別職の職員にあつては別表2に定める額に当該公務の内容に応じてその遂行に要する標準的な日数として知事が定める日数を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額を、同条第21号に掲げる特別職の職員にあつては任命権者が知事と協議して定める額を報酬として支給する。

（給与の調整）

第8条 第1条第1号から第5号までに掲げる特別職の職員および一般職の職員が第1条各号に掲げる特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は、支給しない。

（旅費）

第9条 知事等が公務のために旅行したときは、旅費を支給する。

第10条 前条の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当および扶養親族移転料の10種とし、別表3の定額により支給する。

2 航空賃は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難いため航空機を利用した場合に限り支給することができる。

3 外国旅行（本邦内通過の旅行を除く。）の旅費は、前2項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定（同法第39条の規定を除く。）を準用する。

4 旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

（費用弁償）

第11条 第1条第6号から第22号までに掲げる特別職の非常勤の職員は、公務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第12条 前条の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料の7種とする。

2 第1条第6号から第21号までに掲げる特別職の非常勤の職員の費用弁償の額は、別表4による。

3 第1条第22号に掲げる特別職の職員の費用弁償の額は、任命権者が知事と協議して定める。

4 第1条第6号から第21号までに掲げる特別職の非常勤の職員の費用弁償の額については、その居住地（公務上の必要のため居住地外にあつたときは、その現在地）から計算するものとする。

5 第10条第2項から第4項までの規定は、費用弁償について準用する。

（特例）

第13条 第1条第6号から第21号まで（第16号を除く。）に掲げる特別職の非常勤の職員（同条第1号から第5号までに掲げる特別職の職員および一般職の職員がこれらの職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の非常勤の職員を除く。）が、招集に応じ県内において会議等に参加したときは、前2条の規定にかかわらず、旅行雑費は支給しない。

第14条 第1条第20号に掲げる特別職の職員には、第11条に定める費用弁償のほかに、診察に要した実費を弁償し、その算定方法は、社会保険診療報酬の例による。

（付則省略）

別表 1（第 2 条関係）

区分	給料月額
知事	円 1,250,000
副知事	980,000
地方公営企業の管理者	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額
病院事業の管理者	830,000円（医師にあつては、1,090,000円）を超えない範囲内において知事が定める額
教育長	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額
常勤を要する監査委員	620,000
常勤を要する人事委員会の委員	620,000

別表 2（第 4 条関係）

区分	報酬額
教育委員会	円
委員	月額 178,000
選挙管理委員会	委員長 同 199,000
委員	同 178,000
臨時補充委員	勤務1日につき 14,000
監査委員	議会選出の委員 月額 110,000
識見を有する委員 （常勤を要する者を除く。）	同 233,000
人事委員会	委員長 同 199,000 （常勤を要する者を除く。）
委員 （常勤を要する者を除く。）	同 178,000
公安委員会	委員長 同 199,000
委員	同 178,000
労働委員会	会長 勤務1日につき 27,800
委員	同 24,700
収用委員会	会長 同 27,800
委員および予備委員	同 24,700
海区漁業調整委員会	会長 同 17,600
委員および専門委員	同 14,700
内水面漁場管理委員会	会長 同 17,600
委員および専門委員	同 14,700

（以下省略）

○滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例

昭和31年9月24日滋賀県条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議長、副議長および議員の受ける議員報酬、費用弁償および期末手当について定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議会の議長、副議長および議員の議員報酬の額は、別表1のとおりとする。

第3条 議員報酬は、毎月下旬に支給する。ただし、当該議員報酬の支給前にその職を離れたときは、その際に支給する。

第4条 議長および副議長には選挙された日から、議員にはその職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長および議員が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡または議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

3 前2項の場合においては、議員報酬は、重複して支給しない。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長および議員が、議会、委員会もしくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項に規定する議案の審査もしくは議会の運営に関し協議もしくは調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)の招集に応じるためまたは公務のために旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料の7種とし、別表2のとおりとする。

3 航空賃は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難いため航空機を利用した場合に限り支給することができる。

4 費用弁償は、その居住地(職務上居住地外にあつたときは、その現居所)から、通次に各用務地を経て居住地までの順路により計算して支給する。

5 議長、副議長および議員が、議会、委員会または協議等の場の招集に応じ、次に掲げる日に招集地に旅行した場合に支給する費用弁償の額は、前3項の規定にかかわらず、旅行をした日1日につき別表3のとおりとする。ただし、議会の会議、委員会もしくは協議等の場の開かれる日に議会の会議、委員会もしくは協議等の場に出席しなかつた場合または公用の交通機関により全路程を旅行した場合は、費用弁償を支給しない。

(1) 議会の会議、委員会、または協議等の場が開かれる日

(2) 議会の開会から閉会までの日のうち、議員が議案を調査するために必要な日として議長が定める日(前号に掲げる日を除く。)

6 外国旅行(本邦内通過の旅行を除く。)の費用弁償は、第2項および第3項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定(同法第39条の規定を除く。)を準用する。

(一般職の職員の例)

第6条 前3条に定めるもののほか、議員報酬および費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第7条 議長、副議長または議員で6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職するものに期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、基準日現在において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額にその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した期末手当基礎額に、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

(付則省略)

別表 1（第 2 条関係）

（全部改正〔平成 8 年条例 5 号〕、一部改正〔平成20年条例78号・27年46号〕）

区分	議員報酬額	
		円
議長	月額	980,000
副議長	同	850,000
議員	同	800,000

（以下省略）